## NO 2

## こうすれば不動産の相続税はもっと安くなる(相続税生前対策)



同族会社への所有権移転は「契約の自由」により金融機関からの借入れなしで行えます。

又、相続による親から子への<u>「地位の</u> 引継」による節税が行えます



012@3.nifty.jp 不動産鑑定士酒匂悦郎 土地を持ち続ける 場合の土地価額



## 1. 土地を持ち続ける限り、課税され続ける

5億円の土地を保有する場合5億円に対しの課税でなく、被相続人、子供、孫の3代に渡れば11億円以上の土地に課税されることになります。<5億円×(1.0(親)+0.744(子)+0.554(孫))=11億4,900万円>。

更に、建物だけ移転し土地は借地のままだと年間600万円(更地価額の1.2%)の地代を運用利回り2.0%、1世代相当期間の30年間運用すれば2億4,300万円蓄積され、地代負担は土地価値の約1/2となります。

相続土地課税標準額を500,000千円、市場金利を2%、30年毎に相続が発生。

(1)地価変動がない場合

500,000千円×
$$\left(1+\frac{1}{1.02^{30}}+\frac{1}{1.02^{60}}\right)$$
 =928,000千円

(2)地価変動が1年間で1%上昇した場合

500,000千円×
$$\left(1+\frac{1.01^{30}}{1.02^{30}}+\frac{1.01^{60}}{1.02^{60}}\right)$$
 =1,149,000千円



同族会社への所有権移転 は、代金支払額対策よりも 支払税額対策が重要!

## 2. 相続による地位の引継ぎ

- ①子(相続人)が個人的に会社から多額の借入をしていれば、子の支払債務と親(被相続人)が有する受取債権を<u>相殺できる</u>。
- ②子(相続人)は相続した土地を、自分の会社に時価の1/2程度の価額で売却することもできる。(個人から法人への売却)